

平成 31 年度の国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に 7 月中旬にお送りします。本年度の税率は昨年度と変更ありませんが、6 月広報でお知らせしましたとおり課税限度額と軽減制度が改正されました。

●保険税の納期

普通徴収（納付書や口座振替）でお支払いいただく方の納期は 9 回です。

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	3/2	3/31

※保険税の納付は、安心して便利な口座振替をお勧めします。各金融機関の窓口のほか金融機関（農協、但馬銀行は除く）のキャッシュカードを国保医療課窓口にお持ちいただくことで、口座振替手続きができます。

※保険税が年金から天引きされる方の特別徴収は、偶数月です。

●保険税の減免

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が著しく困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

●国保財政の健全化のために

医療費の増加を抑えることは、保険税の引き上げの抑制につながります。一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心がけていただきますようお願いいたします。

- ・病気の早期発見や予防のため、年に 1 回、特定健診やがん検診を受けましょう。6 月から町ぐるみ健診が始まっています。また、市内の指定医療機関で、健診を受けることもできます。なお、20 歳以上の国保加入者は、無料で特定健診を受けられます。
- ・ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。この医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後に製造された薬で、新薬に比べて一般的な価格は 2 ～ 5 割程度になるため、自己負担が減り医療費全体も抑えられます。
- ・医療機関や薬局に行く際は、必ずお薬手帳を持ちましょう。薬の重複服用や不適切な飲み合わせを防ぐことができます。なお、お薬手帳を提示することで調剤費が安くなる場合があります。
- ・加西市は、子ども医療費の無料化等福祉医療制度の充実を図っており、医療機関を受診しやすい環境にありますが、緊急時以外は診療時間内に受診するようにしてください。

限度額適用認定証の更新について（国保）

限度額適用認定証は 8 月 1 日に更新されます。この認定証を提示すれば、1 カ月の入院等にかかる医療機関での支払いが、自己負担限度額までで済むようになります。引き続き利用される方や、新たに希望される方は申請してください。

- 申請時期／7 月 9 日（火）から ●申請場所／市役所 1 階国保医療課 ●必要なもの／被保険者証、印鑑

高齢受給者証の更新について（国保）

高齢受給者証は 8 月 1 日に更新されます。国民健康保険の加入者で 70 ～ 74 歳を対象に、被保険者証とは別に高齢受給者証が交付されます。医療機関にかかられる際、被保険者証と一緒に窓口で提示していただくものです。新しい高齢受給者証は、7 月下旬に送付します。

保険料は、兵庫県後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに見直されています。平成31年度（令和元年度）は昨年度と同じです。7月中旬に決定通知書を送付します。年度表記は4月を起算とするため、平成31年度としています。

●保険料の計算方法

$$\begin{array}{ccc} \text{①均等割額} & \text{②所得割額} & \text{①+②} \\ \boxed{48,855\text{円}} + \boxed{(\text{平成30年中(1～12月)の総所得金額等}^* - 33\text{万円}) \times 10.17\%} & = & \boxed{\begin{array}{c} \text{保険料(年額)} \\ \text{(賦課限度額62万円)} \end{array}} \end{array}$$

※総所得金額等とは、収入から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額）を引いた額。所得控除（扶養控除等）は含みません。

●所得の低い方の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が、次の基準額以下の世帯		軽減割合（軽減後の均等割額：年額）
		8.5割（7,328円）（注1）
基礎控除額（33万円）	世帯内の被保険者全員の所得（公的年金等控除額は80万円として計算する）が0円	8割（9,771円）（注1）
基礎控除額（33万円）＋28万円（注2）×被保険者数		5割（24,427円）
基礎控除額（33万円）＋51万円（注3）×被保険者数		2割（39,084円）

（注1）本来は7割軽減ですが、特例措置により8.5割または8割軽減となります。

広報5月号でお知らせしておりますが、これまで9割軽減となっていた方は、本年度から8割軽減に変わります。

（注2）平成30年度の27.5万円から拡充されました。

（注3）平成30年度の50万円から拡充されました。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

●被扶養者だった方の軽減

制度の加入前日に、会社の健康保険等の被扶養者だった方は、所得割額はかかりません。本年度以降は、資格取得後2年を経過する月までに限り均等割額が5割軽減されます。該当される方は国保医療課にお申し出ください。

※後期高齢者医療制度加入前日に、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けられます。ただし、軽減割合の高い方が適用されます。

●新しい被保険者証を送付します（8月1日更新）

7月中旬に送付する新しい被保険者証を、8月1日から医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

8月以降の一部負担割合は、同一世帯内の被保険者の平成31年度住民税課税所得と平成30年中の収入をもとに計算されています。なお、世帯の異動や所得の更正により、変更されることがあります。

●入院や高額な外来診療を受診するとき

負担割合が1割で「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方（世帯員全員が住民税非課税）は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、負担割合が3割で「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は「限度額適用認定証」を、医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することで、1カ月間の窓口支払（医療機関等ごと）が、外来・入院とも限度額までとなります（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。「低所得Ⅰ・Ⅱ」の方は、入院時の食事代等も減額されます。

「減額認定証」「限度額認定証」は毎年8月1日更新です。現在、証をお持ちで8月以降も対象となる方には、7月中旬に被保険者証と一緒に送付します。区分等詳細は、お問い合わせください。